第百六十五条　総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三　（略）

四　当該事業年度中に辞任した役員等があるときは、次に掲げる事項

イ　法第三十九条の五第五項又は第四十一条の三第一項において準用する会社法第三百四十五条第一項の規定に基づき、監事又は会計監査人の辞任についての意見があったときは、当該監事又は会計監査人の氏名又は名称及びその意見の内容

ロ　法第三十九条の五第五項又は第四十一条の三第一項において準用する会社法第三百四十五条第二項の規定に基づき、監事又は会計監査人を辞任した者が辞任した旨及びその理由を述べる場合には、当該監事又は会計監査人の氏名又は名称及びその理由

２～４　（略）

（理事等の選任に関する議案）

第百六十七条　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員。以下この条において同じ。）が、理事の選任に関する議案を総会に提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四　（略）

（監事の選任に関する議案）

第百六十八条　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が、監事の選任に関する議案を総会に提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五　（略）

２　前項に規定する場合において、候補者が法第三十四条第十三項に規定する監事の候補者であるときは、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該候補者が法第三十四条第十三項に規定する監事の候補者である旨

二　当該候補者を法第三十四条第十三項に規定する監事の候補者とした理由

三　当該候補者が現に当該組合の法第三十四条第十三項に規定する監事である場合において、当該候補者が最後に選任された後、在任中に当該組合において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

四　（略）

（会計監査人の選任に関する議案）

第百六十八条の二　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　候補者が公認会計士である場合　その氏名、事務所の所在地、生年月日及び略歴

ロ　候補者が監査法人である場合　その名称、主たる事務所の所在地及び沿革

二　就任の承諾を得ていないときは、その旨

第百六十五条　総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三　（略）

四　当該事業年度中に辞任した役員があるときは、次に掲げる事項

イ　法第三十九条の五第五項において準用する会社法第三百四十五条第一項の規定に基づき、監事の辞任についての意見があったときは、当該監事の氏名及びその意見の内容

ロ　法第三十九条の五第五項において準用する会社法第三百四十五条第二項の規定に基づき、監事を辞任した者が辞任した旨及びその理由を述べる場合には、当該監事の氏名及びその理由

２～４　（略）

（理事等の選任に関する議案）

第百六十七条　理事（法第三十四条の二第三項の組合にあっては、経営管理委員。以下この条において同じ。）が、理事の選任に関する議案を総会に提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四　（略）

（監事の選任に関する議案）

第百六十八条　理事（法第三十四条の二第三項の組合にあっては、経営管理委員）が、監事の選任に関する議案を総会に提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五　（略）

２　前項に規定する場合において、候補者が法第三十四条第十一項に規定する監事の候補者であるときは、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該候補者が法第三十四条第十一項に規定する監事の候補者である旨

二　当該候補者を法第三十四条第十一項に規定する監事の候補者とした理由

三　当該候補者が現に当該組合の法第三十四条第十一項に規定する監事である場合において、当該候補者が最後に選任された後、在任中に当該組合において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

四　（略）

（新設）